

今月の担当



保健師
ふじむら なおみ
藤村 直美

健康情報

予防接種は遅れずに受けましょう

予防接種とは、感染症の原因となるウイルスや細菌などの病原性をなくしたり、弱めたりした「ワクチン」を接種することで、その病気に対する抵抗力（免疫）を獲得するための手段です。抵抗力を身につければ、一般的にその病気にかかりにくくなり、病気がかかっても重症化することを防ぐことができます。また、予防接種を受けることで、周囲の人への感染を防ぎ、その病気が流行することを防ぐことにもつながります。

予防接種のスケジュールは、ワクチンごとに定められた接種期間があり、私たちがとって最も理想的な接種期間に基づいて作成されています。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況ではありますが、できる限りスケジュール通りにワクチンを接種していくことが大切です。小さなお子さんがいるご家庭では、お子さんの予防接種の時期を確認し、遅れずに予防接種を受けるようにしましょう。お子さんの詳しい予防接種スケジュールは、町予防接種専用サイトで確認できます。

ロタウイルスワクチンが定期接種になりました

10月1日からロタウイルスワクチンが定期接種できるようになりました。ロタウイルス胃腸炎は、ロタウイルスによって引き起こされる急性の胃腸炎で、感染力が非常に強く、激しい下痢や嘔吐を起

こします。脱水やけいれんなどの合併症により入院治療が必要となることもあります。ロタウイルスワクチンはロタウイルス胃腸炎の発症を7〜8割減らし、重症化を予防することができます。

異なるワクチンを接種する場合の接種間隔が変わりました。

ロタウイルスワクチンが定期の予防接種となり、乳幼児期に接種が必要なワクチンが増えることから、確実に接種機会を確保する観点でワクチンの接種間隔が変更になりました。注射生ワクチン同士を接種する場合は27日以上あける制限は変わらず、他のワクチンとの組み合わせの制限は設けられません。

同時接種が一般的な医療行為となりました

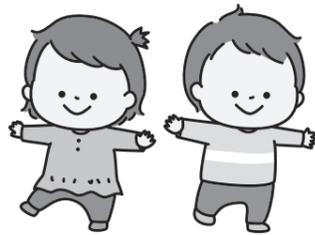
接種が必要なワクチンが増えたことで、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う「同時接種」が一般的な医療行為となりました。ワクチンを接種した後に起こる副反応は、ワクチンを接種した後に一定の割合で起こりますが、同時接種によってその割合が増える訳ではありません。例えば、受けたワクチンで「1」の副反応が起こると仮定すると、3本を同時に接種した場合、「1+1+1」で「3」の副反応が起こることが考えられますが、3本を別々に受けても、その合計は「3」なので、最終的に副反応のリスクは同じになります。

忘れていませんか？ 麻しん・風しんの予防接種

麻しん風しんは、感染力の強いウイルスによる全身感染症です。感染すると、脳炎や難聴など重い合併症を引き起こす可能性があります。第1期と第2期があり、接種期間はそれぞれ1年間です。まだ接種していないお子さんは忘れずに接種しましょう。

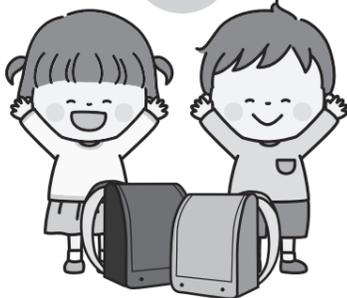
麻しん・風しん予防接種スケジュール

第1期



生後1歳から2歳になるまで

第2期



小学校就学前の1年間

おちやのこさいさい 野菜アツ★プロジェクト

目指そう野菜1日350gレシピ③

発酵なし!! カボチャのもちもちパン



材料 (4個分)

- | | |
|-----------|----------------|
| 白玉粉：50g | ホットケーキミックス：50g |
| 絹豆腐：100g | 油：適量 |
| カボチャ：100g | スライスチーズ：2枚 |
- [1個分] エネルギー148kcal 塩分相当量0.4g 野菜の量40g

- ①ボウルに白玉粉とホットケーキミックスを入れて軽くまぜ、さらに絹豆腐を加えてよくこねる。
- ②カボチャは小さめの角切りにし、電子レンジで3分半加熱する。
- ③①の生地にカボチャとチーズを包み、食べやすい大きさに丸める。
- ④フライパンかホットプレートに油をひいて温め、丸めた生地を並べ、ふたをして弱火で両面焼く。

簡単ポイント カボチャとチーズを生地に混ぜてもOK!

問い合わせ 住民課 健康推進グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871

法務局メモ

登記・相続に関するQ&A

第7回「土地家屋調査士って?」

Q 土地家屋調査士はどんな人ですか?

A 土地家屋調査士は、土地や家屋(建物)を調査する専門家です。

●土地・建物の所有者に代わって、表示に関する登記の申請手続きをします。

調査結果を基に、法務局へ提出する登記申請書や図面などを作成し、手続きを行います。土地・建物管理は、登記記録の表題部にその状況を正しく記載することから始まるといえます。土地は、所在地番や地目および地積について、建物はどこにどのような建物があるかを表題登記で確定します。

●土地・建物に関する調査・測量をします。

土地の管理は、境界標の設置から始まります。境界標は、所有する土地の範囲を確定します。土地売買や建物建築、住宅の造成などの場合は、土地の境界が必要となり、安全な取引は地積の測定から始まります。地積測量図は、土地の所在位置や形状および面積を証明しています。

土地家屋調査士が、土地の測量を行う時、隣接所有者への境界の立会いと確認の作業を行います。「境界」とは、異筆の土地の間の境界で、公法上の境界とも定義されています。客観的に固有なもの(最判昭和31年12月28日)とされ、『筆界』つまり地番の境を指します。

●筆界特定制度を活用し、土地所有者に代わって申請手続きをします。

筆界特定制度とは、筆界特定登記官が、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づき、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。

●ADR※認定土地家屋調査士が裁判によらない方法で土地の境界紛争を解決します。※ADR…裁判外紛争解決手続き

かつて土地の境界紛争が生じた場合、時間と費用がかかる裁判等(調停や筆界確定訴訟、所有権確定訴訟)で解決するしかありませんでした。平成19年4月1日より「ADR法」が施行され、裁判よりもコストや時間を抑えた境界紛争の解決方法を定めました。ADR認定土地家屋調査士は、土地所有者の状況によって最適な方法で問題解決にあたります。

【問い合わせ】
札幌法務局苫小牧支局
☎0144-34-7403
<http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌土地家屋調査士会
☎011-271-4593
<http://www.saccho.com/>